配当公告

神奈川県横浜市保土ヶ谷区帷子町一丁目三〇番地一　破産者　芹澤建設株式会社

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十一年（フ）第一八六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、八六九、一七七、九二五円

一、配当することのできる金額
　金一〇二、九一〇、三〇五円

平成二十二年六月十七日
　神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　常磐　重雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市象潟町小砂川字カウヤ七番地二、最後の住所秋田県にかほ市象潟町関字建石四五番地三一〇松ケ丘団地五―二〇一号　被相続人　亡　渡邊　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　秋田県にかほ市平沢字中町六四番地司法書士渡辺嘉宏事務所
　相続財産管理人　司法書士　渡辺　嘉宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市湊本町五八九一番地二、最後の住所茨城県水戸市杉崎町一四六〇番地　被相続人　亡　服部　威正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　茨城県水戸市南町一―三―二三金沢ビル四階
　相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市住吉町一丁目二五〇七番地一、最後の住所栃木県大田原市住吉町一丁目二番二二号　被相続人　亡　伊藤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　栃木県大田原市山の手一丁目一番一号皇漢堂ビル二階　相続財産管理人　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市上町八八一番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市久保田二八四八番地二七一　被相続人　亡　茂野　良吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　千葉県袖ケ浦市神納七九九番地九
　相続財産管理人　多田　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字西方二八九四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　柳原　タネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　東京都東久留米市南沢五丁目四番一号
　相続財産管理人　弁護士　石藤千代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市新井町二番地八、最後の住所川崎市幸区小倉一七六六番地の三　コーポ塩田二〇三　被相続人　亡　大熊　重一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　川崎市川崎区東田町八　パレール三井ビルディング十一階一一〇一号室　坂本・池田法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　坂本　佳隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市磯辺一一八〇番地、最後の住所富山県氷見市阿尾六五〇番地二　被相続人　亡　千場　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル
　相続財産管理人　弁護士　斉藤　寿雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須一丁目、最後の住所不明　被相続人　亡　高井文次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　愛知県岡崎市葵町一番地一〇ＳＩＦセンタービル一〇二号
　相続財産管理人　司法書士　武田　鐘仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市神倉一丁目一四七〇番地、最後の住所和歌山県岩出市吉田四七番地の一　被相続人　亡　西　千代弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁八番地四
　相続財産管理人司法書士　米田　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町田原四三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　大阪市北区西天満四―三―二五梅田プラザビル九階
　相続財産管理人弁護士　大川　真郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市岩美郡岩美町大字浦富一〇三五番地七、最後の住所鳥取県鳥取市東今在家八七番地八　被相続人　亡　清水　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十七日
　鳥取県鳥取市栄町二〇五番地　弁護士法人河本・森法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　木村　潤

第11期決算公告

平成22年6月17日
東京都港区赤坂1丁目11番28号
モバイル・インターネットキャピタル株式会社
代表取締役社長　勝又　幹英

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	311,450
	固定資産	87,412
	資産合計	398,863
負債及び純資産の部	流動負債	121,027
	株主資本	280,715
	資本金	100,000
	利益剰余金	180,715
	その他利益剰余金	180,715
	（当期純利益）	（10,459）
	評価・換算差額等	△2,879
	負債・純資産合計	398,863

第3期決算公告

平成22年6月17日
神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4
パネトロン株式会社
代表取締役社長　栗木　康幸

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	768,548
	固定資産	3,672
	合計	772,220
負債及び純資産の部	流動負債	1,074,838
	（賞与引当金）	（32,911）
	株主資本	△302,617
	資本金	50,000
	利益剰余金	△352,617
	その他利益剰余金	△352,617
	（うち当期純損失）	（4,500）
	合計	772,220